

滋賀県史編さん会議設置要綱

(目的)

第1条 滋賀県史の編さんを円滑かつ効率的に推進するため、滋賀県史編さん会議（以下「編さん会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 編さん会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 滋賀県史編さん大綱の変更に関する事。
- (2) 県民への普及・情報発信活動に関する事。
- (3) その他滋賀県史編さんにおける重要事項に関する事。

(組織)

第3条 編さん会議は、議長、副議長および委員の合計15人以内で組織する。

- 2 議長は、副知事をもって充て、編さん会議を代表する。
- 3 副議長は、編集委員長をもって充て、議長を補佐し、議長の任務の遂行に支障があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、関係団体の代表者その他編さん会議の運営に必要な者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残存期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 編さん会議は、議長が招集し、議事を進行する。

- 2 会議は、過半数の出席を持って成立する。
- 3 議長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 編さん会議の庶務を処理するため、滋賀県立公文書館に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、編さん会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。